

児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づき  
こども家庭庁長官が定める事項の一部を改正する件について（概要）

令和8年6月  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課

1. 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化したことを踏まえ、児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項（令和6年こども家庭庁告示第6号。以下「本件告示」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

改正法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の20の4第1項では、「児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者」及び「保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者」について、国は、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備することを定めており、これを受け、本件告示において、当該「内閣総理大臣が定める事項」として、保育士登録簿に記載されている氏名等の事項（※）を定めていたところ。

（※）①保育士登録簿に記載されている氏名、②保育士の登録の取消しの事由、③行った児童生徒性暴力等が相当する教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に掲げる行為の号番号、④生年月日、⑤保育士登録簿の登録番号、⑥保育士登録の登録年月日、⑦保育士の登録都道府県名、⑧保育士の登録の取消年月日、⑨登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿に記載されている氏名と異なる場合にあっては、登録を取り消した際の氏名、⑩保育士登録証に記載されている旧氏

今般、改正法により、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化したことに伴い、改正法による改正後の児童福祉法第18条の36第1項において、国がデータベースを整備すべき対象として「児童生徒性暴力等を行つたことにより地域限定保育士登録を取り消された者」及び「地域限定保育士登録を取り消されたもののうち、地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者」が加えられたことを踏まえ、これらの者に関しデータベースに整備すべき事項を定めるほか、所要の改正を行うもの。

3. 根拠条項

児童福祉法第18条の36第1項及び第59条の8第1項

4. 施行期日等

- 告示日：令和8年8月上旬（予定）
- 適用期日：告示の日